

# 川内川水系河川整備計画

【国管理区間】



平成 21 年 7 月 21 日

国土交通省 九州地方整備局

## 川内川の川づくり

平成9年の河川法改正により、河川法の目的に従来の「治水」「利水」という2つの柱に加え「河川環境の整備と保全」が追加され、河川の長期的な方針を定める「河川整備基本方針」及び今後20～30年後の河川整備の目標や具体の河川工事及び河川の維持等について定める「河川整備計画」を策定することとなりました。

川内川における計画等策定の経緯については、平成19年8月16日に「川内川水系河川整備基本方針」を策定後、「川内川流域住民懇談会」、「川内川水系河川整備計画アンケート」及び「川内川学識者懇談会」等を実施し、平成19年12月27日に「川内川水系河川整備計画（原案）【国管理区間】」（以下「河川整備計画（原案）」）を公表しました。

その後も引き続き「河川整備計画（原案）に対するアンケート」及び「川内川学識者懇談会」を通じて地域住民の皆様や学識者からたくさんのご意見を頂き、これらのご意見を踏まえ平成21年1月19日に「川内川水系河川整備計画（案）【国管理区間】」を公表するとともに、関係県・関係省庁への意見照会・協議を行いました。

このたび公表する「川内川水系河川整備計画【国管理区間】」（以下「河川整備計画」）では、今後概ね30年間の河川整備の内容を定めており、「より安全・安心な川づくりと豊かな暮らしを創出し、命を育み魅力溢れる川内川を次世代に」を基本理念に、以下のような考え方に基づき流域にお住まいの皆様とより良い川づくりを進めることとしています。

川内川はこれまで着実に河川整備を進めてきましたが、平成18年7月の大洪水により、流域全体において甚大な被害に見舞われました。このような状況も踏まえ、今回公表する河川整備計画では、「平成18年7月洪水規模に対し、さらなる治水安全度の向上を図る」ことのできる治水対策を進めることとし、整備途上において整備目標規模以上の洪水が発生した場合でも、出来るだけ被害が軽減できるよう、その対応として、自助・共助・公助がバランスよく機能するように、地域の方々や関係機関と連携し、水系一体となったソフト対策の取り組みを進めます。

川内川ではかつて、日頃より人と川との共生がなされてきました。川で遊び、川で学び生活の一部として親しまれてきましたが、近年では河川の水質、形状や景観・風景など河川を取り巻く環境の変化等により、人と川との繋がりが希薄化してきています。

また、住民の方々からの多くの意見にもあるように人命財産を守るべき箇所は守り、良好な自然環境を保全すべき所は保全するなど、整備と保全をうまく使い分けた川づくりが望まれています。

そこで、川内川の川づくりは、より地域に親しまれ、癒される居心地のいい水辺空間を創出するとともに自然にやさしい、ふるさとの宝となるような川づくりを進めます。また、流域で育った子どもたちが、自然体験等の環境に関する川での学習を通じ、川とふるさとを大切に想う心を養い、心豊かに育つような環境も整えることで、水質とゴミ問題についても解決の方向に向かうことを期待します。

一方、川内川流域には川にまつわる歴史や文化が数多く存在しており、川づくりにあたっては、これらのかげがえのない財産を活かし、水辺ににぎわいがあふれ、それがまちの活力となって新たな観光につながるよう、人が集い・ふれあい・親しむことができる川づくりを進めます。

さらに、流域には川に親しみを持って活動している住民団体の方々が多数おられ、この活動は地域のかげがえのない財産です。その他にもアンケートにおいて「何か川内川の役に立てる事があれば活動（協働）をしていきたい」という貴重なご意見も数多く頂いています。これからも地域の方々との対話や意見交換を繰り返し、より一層愛着を感じられる川づくりを地域の皆様と共に進めます。

最後に、川内川は流域に住む私たち共有の財産です。みなさんが川内川をもっともっと好きになるような親しみのある川をつくり、未来に誇れる川内川を継承したいと考えています。そのためには、私たち一人ひとりが「川を守り・育てていく」ことが必要です。

# 川内川水系河川整備計画目次

1. 川内川の概要	1
1.1 流域及び河川の概要	1
1.2 治水の沿革	14
1.3 利水の沿革	27
2. 川内川の現状と課題	29
2.1 河川整備の現状と課題	29
2.1.1 治水対策	29
2.1.2 整備状況	30
2.1.3 内水対策	33
2.1.4 高潮対策	33
2.1.5 堤防の安全性	34
2.1.6 河川管理施設の状況及び操作管理	35
2.1.7 災害対策用機械の状況	37
2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題	38
2.2.1 河川水の利用	38
2.2.2 自然環境	40
2.2.3 河川空間の利用	53
3. 河川整備の目標に関する事項	63
3.1 河川整備計画の基本理念	63
3.2 計画対象区間及び計画対象期間	64
3.2.1 河川整備計画の対象区間	64
3.2.2 河川整備計画の対象期間	64
3.3 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する目標	66
3.3.1 洪水対策	66
3.3.2 内水対策	67
3.3.3 高潮対策	67
3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	68
3.5 河川環境の整備と保全に関する目標	68
4. 河川整備の実施に関する事項	69
4.1 河川整備の実施に関する基本的な考え方	69
4.1.1 洪水・高潮・地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減	69
4.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	70
4.1.3 河川環境の整備と保全	70
4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設等の機能概要	71
4.2.1 洪水対策等に関する整備	71
4.2.2 河川環境の整備と保全に関する整備	87
4.3 河川の維持管理の目的、種類及び施行の場所	89
4.3.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	89
4.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	110
4.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項	111

5. 川内川の川づくり .....	116
5.1 住民参加と地域との連携による川づくり .....	116
5.2 地域住民の関心を高めるための広報活動 .....	118

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所  
〒895-0075

鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

TEL : 0996-22-3271 FAX : 0996-22-6907